

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和2年8月20日(木) 午前9時00分から午前9時28分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第15号 事業計画変更承認申請</p> <p>日程第 6 決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 現況証明願</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地法第4条関係取下願</p> <p>日程第 9 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 若松孝志 主事 溝口雅也 磯川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和2年8月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より8月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 1番 鷺野 則美 委員

議席番号 3番 服部 貢 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請	8件
議案第13号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請	4件
議案第15号	事業計画変更承認申請	1件
決定第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	20件
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	9件
	2. 現況証明願	1件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	2件
	2. 農地法第4条関係取下願	1件

それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>農地を農地のまま売り買いするときや、農地を貸し借りするときは、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。農地法では、資産保有を目的とした農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得できるように、許可制度を設けています。農地を買ったり、借りたりするには一定の要件が定められています。主な要件として、世帯全員が保有するすべての農地を効率的に耕作すること、権利を取得する者が年間150日以上農作業に常時従事していること、権利を取得する者またはその世帯員が耕作する農地の耕作面積が50a以上であること、などです。</p> <p>《事務局説明》(1番から8番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、8件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第12号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請 8件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の転用には2通りあります。農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、農地の権利移動を伴う転用が農地法第5条です。農地を転用する場合は、農業委員会を経由して、愛知県知事の許可を受ける必要があります。農業委員会は許可申請書を受理したのち農業委員会で審議し、許可相当・不許可相当などの意見を決定し、愛知県知事に進達する必要があります。農地を転用するには一定の要件が定められています。主な要件として立地基準、農地を営農条件および市街地化の状況から見て、5種類に区分し農業生産への影響の少ない農地へ転用を誘導します。次に一般基準、許可申請の内容について、申請目的の確実性や周辺農地に対する被害の防除措置について、適切であるかを判断します。</p>

事務局	<p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて暮らしており、申請地に隣接した自宅を建て替えようとしたところ、現在の宅地だけでは接道要件を満たすことができないことが判明しました。今般の申請にて、申請地を自宅への接道として利用する予定です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第13号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第5条は農地の権利移動を伴う転用です。自分の所有する農地を、住宅や駐車場等に転用する目的で、家族や他人に売買や賃借権等の権利を設定する場合です。</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子供2人の4人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い現在の住宅では大変手狭なため、住宅の建築を検討していたところ、母が所有する農地の中で近隣農地への影響の少ない、実家に隣接する申請地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は名古屋市に事務所を置く学校法人です。土木科、建築科、機械科、電気科、情報技術科の課程があります。愛西市内にはグラウンド等があり、体育や部活動などで利用しています。このたび、学校用地に隣接する雑種地を買い受けることになりました。なお、雑種地に隣接する申請地は3.3㎡しかなく、単独での農地としての利用は困難です。そこで今般の申請にて、申請地を買い受け、隣接する雑種地とともに学校用地として駐車場等を設置する計画です。</p>

事務局	<p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成6年から中古自動車および中古バイク輸出販売業を営んでおります。順調に事業を拡大し、現在、弥富市に事務所、海津市に車両置場があります。しかし、海津市の車両置場について賃貸借解除の申し出があり、どうしても新たな車両置場が必要になってきました。そこで、適当な土地を探しましたが、条件に合う土地がなかなか見つからず、最適地として見つかった土地が、今回の申請地と隣接する宅地です。農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく申請地である農地を自宅敷地として利用していました。深く反省しております。今般の申請にて申請地および隣接する宅地を買い受け、一体として車両置場を設置する計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では72枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第14号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第15号 事業計画変更承認申請1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事業計画変更承認申請とは、過去に農地法第4条又は第5条で愛知県知事から農地転用許可を受けたが、何らかの理由で許可目的の達成が困難となったため、転用許可書に記載された転用計画を変更する場合に申請するものです。事業計画変更承認申請の審査基準は、許可の取り消しを行った場合、農地として効率的に営農することは可能か、許可目的の達成が困難になった理由が、転用者の故意又は重大な過失によるものではないか、変更後の転用事業についても緊急性・必要性があるか、変更後の事業実施は確実であるか、変更後の転用事業が、変更前の転用事業と比べて、周辺の地域の農業への悪影響が同等以下か、などがあります。</p>

事務局	<p>(1番の当初譲渡人(貸人)・譲受人(借人)の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読及び詳細説明)</p> <p>事業計画変更承認申請について、審査基準は、すべて満たしていると思われま す。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第15号 につきまして説明させていただきました、何 かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第15号 事業計画変更承認申請 1件について賛成の方は挙手 をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたし ます。</p> <p>続きまして、決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法では、農地の権利移動について一括して農用地利用集 積計画を作成し、農業委員会の決定を経た上で公告することにより、農地法の許 可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みです。利用集積計 画の内容が市町村基本構想に適合すること、農地の貸し手と借り手など、関係権 利者すべての同意を得ていること。などの利用権設定等の要件を満たしているか を審査する必要があります。農地中間管理事業の推進に関する法律は、賃借を中 心とした農地の中間的な受け皿機能を強化し、認定農業者や新規就農者など新規 参入の促進によって、農地利用の効率化と生産性の向上を進めることを目的とし ています。この目的を達成するため、各都道府県に1つ農地中間管理機構が設立 されています。農地中間管理機構は、農地の出し手から農地を借受け、農地の受 け手を公募し、農地の受け手に面的に集積して貸付けを行っています。</p> <p>決定第5号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告 し、説明とさせていただきます。議案番号1番から20番、全体筆数は47筆、面 積は52,556㎡でございます。1番から9番までは愛知県農業振興基金が一次借受 人となっています。耕作人として、9名の方々が借り受けております。その他10 番から20番までは相対の利用権設定で3名の方が借り受けております。内容につ きましては、作物は 水稻、レンコン、花きでございます。愛知県知事同意は2020 年8月3日、愛知県農業振興基金同意は2020年8月4日、公告年月日は2020年 8月31日、契約開始年月日は2020年9月1日となっております。権利の内容は、 すべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます 。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の 各要件をすべて、満たしていると思われま す。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 5号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>先決報告とは、農業委員会事務局が農業委員長名で行った事務のうち、農業委員会に報告する義務があるものです。</p> <p>農地を取得するには、通常、農地法第3条の規定による許可申請が必要となります。しかし、農地所有者が死亡した場合、すみやかに農地を管理する者を決める必要があります。また、農地所有者の死亡による相続は権利の設定や移転ではないため、許可申請は必要ありませんが、一定期間内に農業委員会へ届け出る義務があります。</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から9番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、9件の届出を受理いたしました。</p> <p>現況証明は、登記簿の地目が田・畑となっている場合に、その土地が農地法に規定する「農地」に該当するか否かを農業委員会が判断し、発行する証明書です。法務局から、登記簿の地目(田・畑)を農地以外に変更する場合に農業委員会が発行する現況証明書を添付するよう求められるため、農業委員会の職員が現地確認等を行って証明するものです。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の証明願を受理いたしました。この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 農地法18条6項の規定により、農地の賃貸借につき所有者と貸借人が合意解約をした場合は、農業委員会に通知しなければならないこととなっております。 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、2件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>7月の農業委員会で許可相当としましたが、農業用倉庫は許可不要であるため、許可申請を取り下げるものです。 (報告 農地法第4条関係取下願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、1件の取下願を受付いたしました。報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時28分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和2年8月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 1 番委員 鷺 野 則 美

議事録署名者

議席番号 3 番委員 服 部 貢